

令和3年11月24日

お客様各位

今帰仁村教育委員会  
社会教育課 文化財係

## 今帰仁城跡 使用(撮影)料の徴収について

今帰仁城跡を利用したイベント・撮影等の使用(撮影)料について、城跡の管理費確保に資するため、令和3年12月1日より下記のとおり徴収いたします。皆さまのご理解をお願いいたします。

## 記

## 1. 適用開始年月日

令和3年12月1日(水) 申請分～

## 2. 使用(撮影)料一覧

区分		単位	料金
(1)写真の撮影		1件1日以内	3,000円
(2)映画、テレビ等の撮影		1件1日以内	5,000円
(3)興行等を行う場合	入場料を徴収する興行等	1件1日以内	入場者数×300円 ※注 城跡平郎門から内は 占有できない
	入場料を徴収しない興行等	1件1日以内	20,000円 ※注 城跡平郎門から内は 占有できない
(4)ドローン等を飛ばすこと ※注 撮影を行う場合は、(1)又は(2)の使用料を別途徴収する		1件1日以内	5,000円

## 3. 申請書の事前提出について

今帰仁城跡でイベントや撮影等を行うときは、60日前までに「今帰仁城跡使用(撮影)許可申請書(様式1)」を提出して許可を受けてください。

## 4. 申請書提出、お問い合わせ先

今帰仁村教育委員会 社会教育課 文化財係

〒905-0428 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 5110 番地(今帰仁村歴史文化センター)

TEL:0980-56-3201 FAX:0980-56-2789